

議案第 116 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜  
県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8  
年 3 月 31 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が  
脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することに  
ついて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、  
議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

岐阜県市町村会館組合の解散に伴う、岐阜県市町村職員退職手当組合からの脱退  
及び規約の変更について、関係地方公共団体の協議によりこれを定めようとするも  
の

## 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>本則・附則 略 別表</p> <p>美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、<u>岐阜県市町村会館組合</u>、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>	<p>本則・附則 略 別表</p> <p>美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合<u>岐阜県市町村職員退職手当組合</u>、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>

## 議案要旨

議案名	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
担当部	総務部
提案理由	岐阜県市町村会館組合の解散に伴う、岐阜県市町村職員退職手当組合からの脱退及び規約の変更について、関係地方公共団体の協議によりこれを定めようとするもの
制定改廃の根拠等	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成団体及び規約を変更するため、法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。
規約の概要	<p><b>【変更の趣旨及び内容】</b></p> <p>岐阜県市町村会館組合の解散により、一部事務組合である岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体を減少させ、規約別表から岐阜県市町村会館組合を削る必要がある。</p> <p>構成団体の増減及び規約の変更については、法第286条第1項の規定に基づき、法第290条に規定されている構成市町村の議会の議決を経た後総務大臣の認可を受ける必要があるため、今回、議決を求めるもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和8年4月1日
備考	県内15市、21町村、22一部事務組合及び3広域連合の計61団体にて構成しており、すべての団体で議決が必要となる。